

松江市ごみ集積施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市が交付する松江市ごみ集積施設整備事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付対象区分、補助金交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の金額、終期及び補助事業者の範囲は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市ごみ集積施設整備事業補助金
補助金交付の目的	一般家庭から排出される一般廃棄物の集積場所の景観保全及び収集業務の効率化を図ることを目的とする。
補助金交付対象区分	新設：新たに集積施設を設ける場合を新設とする。 更新：既存集積施設を撤去し、新たに整備する場合を更新とする。 修繕：既存集積施設の一部を修繕する場合を修繕とする。
補助金交付の対象である事業の内容	ごみ集積施設を新設、更新又は修繕する事業とし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもので、いずれか一事業につき原則5年以内に1回限りとする。ただし、第三者の行為に起因して既存の集積所が滅失又は毀損した場合は、この限りでない。 (1) 2世帯以上で使用するごみ集積施設であって、当該ごみ集積施設を使用する世帯（以下「使用世帯」という。）により整備するもの（住宅団地にあつては、造成から5年以上経過したものに限り、集合住宅にあつては、建設から5年以上経過した分譲集合住宅に限り、対象とする。）。 (2) 容積が次に掲げる使用世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める大きさであるもの。 ア 2～15世帯 使用世帯数×90リットル以上 イ 16世帯以上 1,440リットル以上 (3) 構造が屋根付きで、かつ、網などにより周囲が囲まれているもので、その一辺が開閉式になっているもの（折り畳み式のものを含む。）

	(4) 耐久性のある材質により製造されるもの。 (5) ごみ収集車の通行及び積載作業が容易にできる場所に設置され、ごみ収集作業の効率化に資するもの。 (6) 設置後、使用世帯が責任をもって適正に維持管理を行うもの。 (7) 一般家庭から排出される一般廃棄物の集積以外の用途に使用しないもの。												
補助対象経費	ごみ集積施設の新設、更新又は修繕に係る施設及び工事の経費（土地買収費、解体撤去費、借地料は除く。）とする。ただし、修繕は 5,000 円を超えたものに限る。												
交付の金額	補助金の交付額は、補助対象経費の全額とし、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、補助対象となるごみ集積施設の使用世帯数が 2 から 15 までのものにあつては中欄の、16 以上のものにあつては右欄の金額を上限とする。 <table><tr><td>区分</td><td>2～15 世帯</td><td>16 世帯以上</td></tr><tr><td>新設</td><td>世帯数×18,000 円</td><td>300,000 円</td></tr><tr><td>更新</td><td>世帯数×13,500 円</td><td>225,000 円</td></tr><tr><td>修繕</td><td>世帯数×6,000 円</td><td>96,000 円</td></tr></table>	区分	2～15 世帯	16 世帯以上	新設	世帯数×18,000 円	300,000 円	更新	世帯数×13,500 円	225,000 円	修繕	世帯数×6,000 円	96,000 円
区分	2～15 世帯	16 世帯以上											
新設	世帯数×18,000 円	300,000 円											
更新	世帯数×13,500 円	225,000 円											
修繕	世帯数×6,000 円	96,000 円											
終期	令和 8 年 3 月 31 日												
補助事業者の範囲	松江市に住所を有する者であつて、補助金の交付対象となるごみ集積施設を使用する予定であるもの。												

（補助金の交付申請）

第 3 条 規則第 4 条第 1 項第 4 号に規定する市長が必要と認める書類は次に掲げるものとする。

- (1) ごみ集積施設整備事業補助金申請世帯名簿
- (2) ごみ集積施設位置図
- (3) ごみ集積施設構造図
- (4) ごみ集積施設見積書
- (5) 整備前写真
- (6) 土地の占用許可書又は土地使用承諾書

ただし、利用する土地が松江市リサイクル都市推進課の所有地である場合については、
 占用許可書等の添付は不要とする。

（補助金の交付の時期）

第4条 市長は、補助事業を円滑に遂行する上で必要があると認めるときは、補助金を補助事業の完了前（ごみ集積施設整備事業の完了後であって、これらに要した経費の支払いを終える前をいう。以下同じ。）に交付することができる。

2 前項の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を請求する場合は、規則第14条第2項第2号に掲げる請求額内訳書に代わるものとして、ごみ集積施設整備事業の実施に係る契約書又は請求書を添付するものとする。

（実績報告）

第5条 規則第12条に規定する市長が定める書類は次に掲げるものとする。

(1) ごみ集積施設の整備完了写真

(2) ごみ集積施設の整備に要した経費を証明する領収書

（維持管理）

第6条 この要綱による補助金の交付を受けて整備した「ごみ集積施設」は、他地区の模範となるように常にその清潔の保持、施設の維持管理に努めなければならない。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。